

## 新型コロナウイルス感染症にご注意ください！

国内において、新型コロナウイルスに関連した感染症が各地域で確認されています。不要不急の外出を避け、手洗いや、せきエチケットを徹底しましょう。また、日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないように工夫し、感染を予防しましょう。

問 宮城県の相談窓口(コールセンター)

☎022-211-2882 (24時間)  
☎022-211-3883 (24時間)

### 新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、相談してください。



【法務大臣メッセージ】

【子どもの人権SOSメール】

☎ みんなの人権110番 ☎0570-003-110

☎ 子どもの人権110番 ☎0120-007-110

(通話無料)

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言に伴う県からの休業要請または協力依頼に応じた事業者の方へ協力金を支給します。

#### ○休業要請対象業種

遊興施設、大学・学習塾、運動・遊技施設、ホテル、商業施設など

#### ○営業時間短縮要請の業種

飲食店(居酒屋含む)、料理店、喫茶店など

**対象** 市内に営業実態のある事業者(大企業を除く)で、4月25日から5月6日までの全ての期間を施設の休業(食事提供施設は営業時間の短縮)の要請に全面的に協力したこと。

**協力金支給額** 1事業者当たり30万円(市内に2施設以上有する場合は60万円)。

**申請期限** 8月31日(月)

※感染症の拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

※申請方法など、詳しくは問い合わせください。

☎・☎ 〒986-8501 (住所不要)

商工課(内線3523)

働く妊婦・事業主のみなさまへ

### 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について

新型コロナウイルス感染症の感染終息の見通しが立たない中、働く妊婦の方は、職場の作業内容などによって感染への不安やストレスを抱える場合があります。

働く妊婦が保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける感染の恐れに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして主治医や助産師から休業や自宅待機などの指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主はこの指導に基づき必要な措置を講じなければなりません(5月7日から令和3年1月31日までの期間、適用されます)。

☎ 宮城労働局雇用環境・均等室

☎022-299-8844



### 事業者経営持続化助成金

新型コロナウイルス感染症拡大による営業自粛などにより売上げが減少した事業者の方へ、事業の継続を支えるため助成金を支給します。

#### 対象

○法人

- ①市内に本社または本店がある
- ②1カ月当たりの売上げが前年同月比で20%以上50%未満減少した月がある
- ③平成31年以前から事業収入があり、今後も継続する意思がある
- ④大企業に該当しない

○個人事業主

- ①市内に本店がある
- ②1カ月あたりの売上げが前年同月比で20%以上50%未満減少した月がある
- ③平成31年以前から事業収入があり、今後も継続する意思がある

※国の持続化給付金との重複申請はできません。

※公共法人、政治団体、宗教上の組織や団体、性風俗関連特殊営業、暴力団または暴力団員に該当する方は対象外です。

**助成金額** 1事業者当たり10万円

**申請期限** 令和3年1月31日

※感染症の拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

※申請方法など、詳しくは問い合わせください。

☎・☎ 〒986-8501 (住所不要)

商工課(内線3523)

### デリバリー・テイクアウト参入支援助成金

新型コロナウイルス感染症拡大により売上げが減少した市内中小飲食事業者などの方が新たなサービスとして「デリバリー」や「テイクアウト」を行い、売上げを確保する取り組みへの経費の一部を助成します。

**対象** 市内で飲食店などを営業している方(飲食店や宿泊施設、食品流通関係事業者を含む)で、3月1日から6月30日までの間に新たにデリバリー・テイクアウト事業を開始した方

**助成金額** デリバリーまたはテイクアウト事業を開始するために要した初期費用(容器購入費や備品購入費、広告費など)の4分の3以内(限度額20万円)

**申請期限** 9月30日(水)

※感染症の拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

※申請方法など、詳しくは問い合わせください。

☎・☎ 〒986-8501 (住所不要)

商工課(内線3523)

### 新型コロナウイルスなどの感染拡大防止のための資源物の出し方

空き瓶・空き缶・ペットボトルなどは資源物として回収し、選別された後、リサイクルされます。

収集作業員や選別作業員への感染を防止するために、必ず中身を出し切り、内部を軽く水洗いしてから出してください。

☎ 廃棄物対策課(内線3373)

### 特別定額給付金の申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しつつ、家計への支援を行うため、給付を行っています。まだ申請手続きが済んでいない方は、期限までに忘れずに手続きをお願いします。

**対象** 令和2年4月27日現在で、市内に住民登録されている方

**給付額** 一人当たり10万円

**申請方法** 受給権者は、世帯主です。

- ・郵送申請
- ・オンライン申請(マイナンバーカード所持者で署名用電子証明書が発行されている方)

**申請期限** 8月14日(金)

※特別定額給付金の給付を装ったメールや電話による詐欺にご注意ください。市や警察、銀行などが、通帳やキャッシュカードを受け取ったり、口座の暗証番号を聞いたりすることは、絶対にありません。

☎・☎ 市特別定額給付金室専用ダイヤル

☎90-8052

☎ 総務省特別定額給付金コールセンター

☎0120-260020 (通話無料)

※配偶者などからの暴力を理由に避難している方の相談は、虐待防止センターで受け付けています。

☎ 市虐待防止センター ☎23-6614

### 「古着・布類」の家庭内保管をお願いします

新型コロナウイルスの影響を受け、現在、国内外で多くの古着・布類が一時的に滞留しています。

当面の間、各家庭で不用となった衣類などは、排出を控え、直接使用してくれる方に譲って古着として排出しないなど、ご協力をお願いします。

※古着・布類の収集を完全に休止するものではありませんので、排出が必要な場合は、通常どおり、古着・布類の収集日に出してください。

☎ 廃棄物対策課(内線3373)

### 新型コロナウイルスなどの感染拡大防止のための使用済みマスクなどの捨て方

せきやくしゃみなどの風邪症状がある場合、使用済みマスクなどは、次のとおり捨てましょう。

- ・唾液や排せつ物などの体液が付着したごみ(使用済みマスク、鼻をかんだティッシュなど)は、ビニール袋などで密閉した上で、指定袋に入れて排出してください。
- ・指定袋は、ごみが散乱しないようしっかり結び、収集日に集積所に出してください。

☎ 廃棄物対策課(内線3376)





※新型コロナウイルスの影響により、行事などが中止や延期になる場合があります。

お知らせ

新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の減免申請

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件に該当する世帯は、国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の減免を申請することができます。

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入等の減収が見込まれ、次の①から③全ての要件に該当する世帯(介護保険料の減免は①と③のみに該当する世帯)。
- ① 事業収入等のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ② 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

中小企業災害等資金利子補給金

新型コロナウイルス感染症をはじめ、令和元年東日本台風などの自然災害による直接的被害や大型倒産等事業者へ債権があり経営に支障があるなどの間接的被害を受けた市内事業者を支援するため、金融機関から融資を受けた方へ利子補給を実施します。

毎年1月1日から12月31日までに支払った融資資金に対する利子のうち、利子補給対象額を翌年の2月下旬までに交付します。

**対象** 市内に本社または事業所があり、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者。個人事業主は市内に住所および事業所を有している方。

**助成金額** 事業者が負担した利子相当額のうち、次の内容となります。

- 利子補給率：年利1%以内
- 対象融資限度額：1事業者当たり2,000万円まで
- 利子補給上限額：1事業者当たり50万円まで

**利子補給期間** 対象融資借入実行日から3年間

**対象融資**

融資機関	対象融資
宮城県 中小企業安定資金	災害復旧対策資金、セーフティーネット1号・4号資金
日本政策金融公庫	災害復旧貸付、セーフティーネット1号・4号資金、コロナウイルス感染症特別貸付、小規模事業者経営改善資金コロナウイルス関連特枠
商工組合中央金庫	災害復旧資金、セーフティーネット1号・4号資金

**申込方法** ホームページまたは窓口で申請書を取得し、直接または郵送で申し込みください。

☎・☒ 〒986-8501(住所不要) 商工課(内線3523)

震災移転再建時に水道加入金が免除されます

※減免の対象となる「事業収入等」とは、給与・事業収入・不動産・山林収入です。収入減少の内容により、減免割合が異なります。

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の減免対象となる主たる生計維持者とは世帯主です。

**申請方法** 申請書をホームページから取得し、直接または郵送で申し込みください。

※感染症の拡大防止のため、申請はできるだけ郵送をお願いします。

☎・☒ 〒986-8501(住所不要)

保険年金課(内線2336)  
介護保険課(内線2443)  
☎ 県後期高齢者医療広域連合保険料課  
022-266-1102

震災移転再建時に水道加入金が免除されます

震災で住居などを移転再建する方の負担軽減のため、特例措置として加入金を免除しています。

**対象** 給水区域内(石巻市・東松島市内)において、震災により住居などが被災した方で、移転再建する際に、新たな給水装置を設置すると同時に被災した場所の給水装置の廃止手続きをする方

※販売住宅や中古住宅など、すでに加入手続き済み、免除の対象外です。

**申請期限** 令和3年3月31日

☎・☒ 石巻地方広域水道企業団給水課  
9516707

令和3年3月31日  
☎ 9516707

「災害復興住宅融資」無料相談会

要電話予約

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)は、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0%)について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

とき	ところ
7月12日(日)	午前10時~午後4時
	市役所3階36番窓口

☎・☒ 住宅金融支援機構お客様コールセンター  
☎0120-086-353(通話無料) 午前9時~午後5時(祝日を除く)  
☒ 市生活再建支援課(内線3964)

「住まいの復興給付金」申請相談会

東日本大震災で被災した住宅(借家を除く)の所有者が、平成26年4月の消費税率8%引き上げ以降に、住宅を建築・購入、または補修(工事費が税抜き100万円以上)し、その後居住する場合に、消費税増税分相当(建築・購入で消費税率8%の場合、最大約90万円、消費税率10%の場合、最大約150万円)の給付が受けられる制度です。

※申請は、住宅の引渡日から1年以内に行ってください。  
(令和3年12月31日までに引き渡された住宅が対象)

※次の場合は申請対象外です。

被災時に住宅を所有していなかった場合/賃貸にお住まいだった場合/消費税率5%で建築・購入、あるいは補修を行っている場合

**相談内容** 給付の可否、申請書の記入方法、必要書類、作成済み書類の確認など

※会場では申請書の提出はできません。

とき	ところ
7月12日(日)	午前10時~午後4時
	市役所3階36番窓口

☎ 住まいの復興給付金事務局コールセンター  
☎0120-250-460(通話無料) 午前9時~午後5時(土日・祝日を除く)  
☒ 市生活再建支援課(内線3964)

海産物がお気に入り



危機対策課 松本 渉さん(30)  
鶴岡市から派遣

石巻市勤務は2年目で、避難誘導サインの設置業務や災害時の対応などの業務を担当しています。

昨年度は学校などの避難所・避難場所への表示板設置や、津波避難場所を示すピクトグラムの設置に取り組み、今年度は避難所・避難場所までの距離を示す避難誘導表示板の掲示を進めています。今後も、住民に寄り添いながら取り組んでいきます。

派遣前の2年間は、鶴岡市役所都市計画課で庄内地域への高速道路

路整備促進に向けた業務に携わっていましたが、冬は曇りがちで暗い日が多い日本海側の鶴岡に比べ、太平洋に面した石巻は好天の日が多く、海産物もとてもおいしいです。特にこちらで初めて食べたホヤは、お酒によく合うと思います。

今年度は新型コロナウイルスの問題で中止が相次ぎましたが、石巻は楽しいイベントが盛りだくさんです。海産物などのおいしい食材も生かしながら、魅力的な街になってほしいです。

防災「合言葉」受賞作品

きめておこう  
かぞくみんなが あえるばしょ  
おやま じん 迅  
湊小学校2年 小山

☎ 学校安全推進課(内線5082) 令和元年度石巻市学校防災推進会議

※住民持ち込みによる食品などの放射性物質の簡易検査および空間放射線簡易測定器の貸し出しを行っています。  
☎ 環境課(内線3368)

空間放射線量の測定結果 (単位: マイクロシーベルト/時)

測定箇所	測定結果	測定期間
市立小学校、市立中学校、市立高等学校 (敷地)	0.06~0.10	5/11~5/26
市立保育所、私立幼稚園、私立保育園 (敷地)	0.04~0.08	5/7~5/26
公共施設等 (ホットスポット調査)	0.05~0.09	5/7~5/26
牡鹿地区集落	0.06~0.13	5/11~5/21

除染などが必要となる空間放射線量は、毎時0.23マイクロシーベルトを超えています。市内において放射線量の測定を行った結果、測定地点の全てで、健康に影響を与えないような数値は検出されませんでしたのでご安心ください。

5月の測定結果

7月10日(金)午後3時ごろ  
空間放射線量

防災ラジオテスト放送

### 国税局猶予相談センターのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、国税を一時的に納付することが困難な方からの、猶予制度に関する一般的な相談を受け付けています。

仙台国税局猶予相談センター

☎0120-9451430  
(通話無料)  
石巻税務署  
☎23-8152(直通)

### 令和元年東日本台風災害義援金配分(第3次)を行います

人的被害(死亡・行方不明者、重傷者)および住宅に一部損壊以上の被害を受けた方に対して、義援金を配分しています。

- 支給金額
- 人的被害
  - ・死亡・行方不明者 200,000円
  - ・重症者 100,000円
- 住家被害

## 情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況

### ●情報公開制度とは

市が保有する公文書を、皆さまからの請求により公開する制度です。情報の公開により、透明性の高い行政運営を確保し、公正で開かれた市政を推進します。

### ●個人情報保護制度とは

市が保有する皆さまの個人情報の適正な取り扱いや自己情報の開示・訂正などを請求する権利に関する制度です。個人の権利利益の侵害の防止を図り、個人の人格・尊厳の尊重に寄与します。

### ●情報公開コーナーのご案内

開示請求の受け付けや情報公開などに関する相談・案内を行っています。また、刊行物や予算書、市議会会議録、統計書など市政に関する資料を自由に閲覧することができます。

※資料のコピーもできます。(有料)

※各総合支所でも受け付け・相談・案内を行います。

### 令和元年度施行状況表

情報公開制度による公文書開示請求	個人情報保護制度による個人情報開示等請求
・開示請求件数 100件	・開示請求件数 38件
・開示件数(一部開示含む) 90件	・開示件数(一部開示含む) 32件
・不存在件数 6件	・不存在件数 6件
・不開示件数 1件	・不開示件数 0件
・存否応答拒否 0件	・存否応答拒否 0件
・取り下げ件数 3件	・取り下げ件数 0件
・却下件数 0件	・訂正請求件数 0件
・審査請求件数 0件	・利用停止請求件数 0件
	・審査請求件数 0件

☎・☒ 総務課(内線4036)・情報公開コーナー(内線4783)

- ・全壊 200,000円
- ・半壊(大規模半壊含む) 100,000円
- ・一部損壊(準半壊)または床上浸水 20,000円
- ・一部損壊(10%未満) 10,000円

支給時期  
6月26日(金)から第2次配分時の振込口座に順次支給しています。

※住家被害の対象者には、り災証明書と申請書を送付しています。第1・2次配分を受けている方は手続き不要です。

☎・☒ 生活再建支援課(内線4767)

### 保険料・保険料の納税・納入通知書を送付します

国民健康保険

7月中旬に令和2年度納税通知書(第4期)・第10期の確定賦課を送付します。

△後期高齢者医療制度  
7月中旬に令和2年度保険料額決定通知書および納入通知書を送付します。

※年度途中で年齢到達(75歳)や死亡したとき、転入・転出をしたときなどには、月割計算により保険料(料)を算定します。

いずれも、令和元年中の所得に基づいて算定されます。

通知書が届かない場合は、問い合わせください。

☎ 保険年金課

国民健康保険料について(内線2336)

後期高齢者医療保険料について(内線2342)

各総合支所市民生活課

### 国民健康保険限度額適用認定証の更新手続きのお知らせ

70歳未満の方が入院などした場合、「限度額適用認定証」(70歳から74歳の方は市民税非課税の世帯および所得区分が現役並み所得者の一部が対象)を医療機関に提示することで、医療費の自己負担額を一定の金額に抑えることができます。

現在、認定証をお持ちの方は有効期限が7月31日(金)ですので、改めて手続きが必要です。

申込開始 8月3日(月) 持ち物

・印鑑(ゴム印を除く)

・国民健康保険証

・マイナンバー(個人番号)カードまたは通知カード

・身分証明書

・入院日数のわかる領収書など(市民税非課税世帯で過去1年のうち90日以上入院した場合のみ)

※別世帯の方が手続きをする場合は委任状が必要です。

☎・☒ 保険年金課(内線2343)

各総合支所市民生活課各支所

### マイナンバーカードを作りませんか?

マイナンバー(個人番号)カードは、プラスチック製で、氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます。

○マイナンバーカードでできること

・本人確認の際の公的な身分証明書になります。

・行政手続きでの本人確認にも使用できます。

・確定申告など各種行政手続きのオンライン申請が利用できます。

・利用するには利用者証明用電子証明書の登録が必要です。

※印鑑登録証は、コンビニ交付サービスでは使用できません。

○交付申請方法  
平成27年11月ごろに送付された通知カードに、交付申請用紙や申請方法に関する案内パンフレットが同封

されていますので、確認の上、申請してください。

申請用紙などを紛失した方、住所や氏名など申請用紙の記載内容に変更があった方は、新しい申請用紙を発行しますので、本人確認ができるものを持参の上、申し込みください。

### コンビニ交付サービスを一時停止します

7月23日(木・祝)午前6時から8月7日(金)午後11時まで、システムメンテナンスのため、コンビニエンスストアなどの証明書交付業務を停止します。

☎ 市民課(内線2313)

### 空き家を適切に管理しましょう

適切な管理が行われていない空き家などが年々増加し、地域住民の生活環境に

## 令和元年東日本台風に伴う被災家屋などの解体・撤去申請

- 対象 り災証明で、半壊以上の判定を受けた家屋などの所有者および中小企業法第2条に規定する中小企業事業者
- 対象範囲
- 1 住宅・併用住宅(居宅と店舗など)の事務所などの上層
  - 2 住宅・併用住宅、事務所などの基礎(基礎くいは対象外)
  - 3 浄化槽(みなし浄化槽含む)・くみ取り式便槽(住宅などと一体的に解体する場合のみ対象)
- 受付期限 7月31日(金)
- 必要書類
- ・被災家屋等解体申請書(実印押印)
  - ・印鑑登録証明書
  - ・身分を証明できるもの
  - ・り災証明書の写し
  - ・令和元年10月14日以降に発行された登記事項全部証明書(未登記の場合は、固定資産評価証明)
  - ・建物配置図
  - ・建物などの被災状況がわかる写真
- ☎・☒ 廃棄物対策課(内線3372)  
各総合支所市民生活課

### ガソリン携行缶の取り扱いについて

ガソリンは気温がマイナス40度でも気化し、小さな火源でも火が付きやすく爆発的に燃焼する物質です。そのため、保管は専用の金属製容器(携行缶)を使用し、直射日光の当たらない場所で保管してください。

### 子どもの本を読む会

大人になってからも一度、子どもの本を読んでみませんか。子どもの本を題材にした大人のための読書会です。

### 夏の交通事故防止運動

7月21日(火)～8月20日(木)

### 市営海水浴場の開設中止

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今年度